

わらび園入所申し込みについて

この度は特別養護老人ホームわらび園への入所のご希望をいただき、大変ありがとうございます。

お申し込みにあたり、担当者より入所基準についての説明をさせていただいております。あらかじめ担当者までご連絡をいただき、説明日時等の調整をお願いいたします。

なお以下の点についてご注意ください。

○提出していただくもの

①指定介護老人福祉施設わらび園入所申込書

記入見本をご参照ください。

②介護支援専門員意見書

担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)にご記入していただけてください。

(ご入院中の方は病院のソーシャルワーカーにご依頼いただいても結構です。)

③介護保険被保険者証のコピー

○わらび園入所基準について(説明)

当園では別紙「わらび園入所基準」に基づいて入所の順位を決定いたします。

介護の必要の程度や在宅サービス利用状況、介護者の状況等々を考慮した上で、施設入所の必要性が高い方に優先的に入所していただくことになりますのでご理解いただきますようお願いいたします。(申し込みの順番ではありません)

介護保険で要介護3～要介護5までの方が原則対象(要介護1～要介護2の方は特別な事情による特例入所の対象)になりますので、認定結果が出まないと、入所審査が困難となる場合があります。速やかに認定結果をお知らせください。

今後、介護者の状況・入所希望者本人の住所や介護度の状況の変化・申請の取り下げ事由等が発生した場合は、適正な順位決定に影響を及ぼすこともありますので、必ず施設の方へ連絡をお願いいたします。

その他後不明な点は、わらび園担当者までお問い合わせください。

〒949-5406

新潟県長岡市浦3060番地

特別養護老人ホームわらび園

TEL 0258-41-3150

FAX 0258-41-3152

担当者：施設相談課 大竹、岸田、高橋

特別養護老人ホームわらび園入所基準

1 目的

この基準は、介護保険制度の施行により、特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム（介護保険に基づく指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設。以下「施設」という。）への入所申込みが増大している中で、入所の基準及び手続き（以下「入所基準等」とい

う）を明らかにし、入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に則した入所サービスの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 入所の対象者

（１） 入所の対象者は、次の①及び②のいずれかに該当する者で常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難なものとする。

① 要介護３から要介護５までの認定を受けている者

② 要介護１又は要介護２の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特例入所」という。）

（２） 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむをえない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

3 入所の申込み

（１） 入所申込み

入所の申込みは、別紙１「特別養護老人ホームわらび園入所申込書」に別紙２「介護支援専門員意見書」を添えて行う。

（２） 施設の説明

入所の申込みがあった場合には、入所順位の決定方法等について説明を行うとともに、自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由を入所申込者及び家族等に対し十分に説明し理解を得るとともに、必要に応じて病院、診療

所、介護老人保健施設等を紹介する。

(3) 受付簿の作成

施設は、入所申込書を受理した場合には、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録しなければならない。

(4) 要介護1又は要介護2の方からの入所申し込み

施設は、要介護1又は要介護2の方から入所申込みがあった場合には、入所申込み者に対し、特例入所の内容について丁寧に説明した上で、特例入所の要件に該当する者かどうかの判断を施設として行うこと。該当する者と判断した場合は、特例入所の要件への該当に関する申込み者側の考えを入所申込書等に記載してもらうこと。(※申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申し立てがある場合は、施設が入所申込みを受け付けない取り扱いは認められない。)

施設は、入所が必要と判断した要介護1又は要介護2の方から入所申込みを受けた場合、以下の書類を添えて保健者(市町村)に報告するとともに、当該入所申込み者が特例入所対象者に該当するかどうかについて意見を求める。

ただし、入所申込者が「家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。」と認められる場合で、保健者(市町村)が既に虐待事例として判断しているものは、報告のみ行い、意見照会は不要とする。

4 入所検討委員会

施設は、入所の決定に関する事務を処理するため、入所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(1) 委員会の構成

委員会は、施設長、事務長、総務課、施設相談課、施設介護課、施設看護課、栄養課の各代表者のほか、透明性・公平性の観点から施設職員以外の委員を加えて構成する。なお、施設職員以外の委員としては地域包括支援センター又は在宅介護支援センターの職員、地域における医療・福祉に精通した者、理事以外の法人評議員などが考えられる。

(2) 運営

委員会は、施設長が召集し、原則として月1回以上開催する。

(3) 所掌事務

委員会は、合議により入所に関する調査・検討を行い、入所の必要性の高さに応じた入所順位を決定するとともに、これに基づいて入所の決定を行う。

なお、特例入所対象者を委員会の合議に付す場合は、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましい。

(4) 議事録

委員会は、審議の内容を記録した議事録を作成し、5年間保管するとともに、

県又は市町村から求められた場合には、入所申込者及び家族のプライバシーに配慮したうえでこれを提出する。

5 守秘義務

施設の職員及び委員会の委員は、業務上知り得た入所申込者及びその家族等に係る情報を他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

6 説明責任

施設は、あらかじめ入所判定等についての説明責任者や窓口を明確に定め、入所希望者及びその家族等から説明を求められたときは、適切な説明を行う。

7 入所順位の評価基準

- (1) 委員会が入所順位を決定するに当たっての評価基準は、別紙3「入所申込者評価基準」（以下「基準」という。）によるものとする。
- (2) 委員会は、入所申込者の状況を調査等のうえ、基準の評価項目ごとに点数化し、合計点数が高い順に優先順位を付ける。

なお、この方法で順位付けが困難な場合又は次の①～⑤に示す考慮が必要な事情がある場合には、その事情等を勘案することができるものとする。

- ①性別（居室単位の男女構成）
- ②ベットの特性（認知症専用床等）
- ③施設の状況（施設の専門性、平均介護度等）
- ④地域性（入所後の家族関係の維持）
- ⑤その他特別に考慮しなければならない個別の事情

8 老人福祉法に基づく措置

施設は、市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合には、優先的な入所を決定することができる。ただし、当該決定を行った場合には、後日、当該決定の内容について委員会に報告しなければならない。

9 その他

- (1) 施設は、この基準を踏まえ、地域の実情等を勘案して入所基準等を定め、適正に入所決定を行うものとする。
- (2) 市町村が、所在する施設を対象として、本基準と同様の趣旨により基準を作成した場合は、その基準によるものとする。
- (3) 委員会は、適宜入所申請者のその後の状況を再確認し、必要に応じて入所順位を見直す。
- (4) 入所決定が通知されたにもかかわらず、申込者側の都合により入所辞退があった場合には、辞退の理由等を考慮のうえ施設において入所順位の繰り下げ等の措置を講ずることができるものとする。
- (5) 「特別養護老人ホームわらび園入所基準」は公表することとする。

- (6) 県は、この基準の適正な運用について、施設に対して必要な指導を行う。
- (7) 本基準を改正する必要がある場合は、所要の見直しを行う。

(付則) この基準は、平成15年10月1日から実施する。

(付則) この改正基準は平成16年4月1日から実施する。

(付則) この改正基準は平成18年4月1日から実施する。

(付則) この改正基準は平成25年4月1日から実施する。

(付則) この改正基準は平成27年4月1日から実施する。

(付則) この改正基準は平成30年2月1日から実施する。

入所申込者評価基準

別紙3

H27.4.1改正
特別養護老人ホームわらび園

1 介護の必要程度(最高点44点)

(1) 要介護3から要介護5の入所申込者

評価項目		認知症による不適応行動			
		非常に多い	やや多い	少しあり	なし
要介護度	5	44点	42点	40点	37点
	4	40点	37点	34点	32点
	3	35点	32点	29点	26点

(2) 特例入所対象者(要介護1から要介護2の方)

評価項目		認知症による不適応行動			
		非常に多い	やや多い	少しあり	なし
要介護度	2	31点	27点	24点	20点
	1	26点	22点	18点	15点

2 在宅サービスの利用度(最高点20点)

評価項目	20点	16点	12点	8点
在宅サービス利用限度額割合	60%以上	50%以上	30%以上	30%未満

3 主たる介護者・家族等の状況(最高点36点)

評価項目		A	B	C	D
①主たる介護者の年齢		70歳以上	60歳以上	60歳未満	—
②介護者の障害・疾病		介護は困難	多少は介護	介護は可能	なし
③介護者の就労		8時間以上 高齢で就労不能	4～8時間	4時間未満	なし
④介護者が育児・家族が病気		常時の育児看病	半日育児看病	臨時育児看病	なし
(特別な事情による緊急性)		非常に高い	高い	やや高い	低い
(評価理由)					
	24点	・ひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯の場合 ・①～④の内、「評価A」に該当する項目が1項目以上ある場合 ・①～④の内、「評価A」に該当する項目は無いが、介護支援専門員意見書により緊急性が「非常に高い」と認められた場合。			
	16点	・①～④の内、「評価B」に該当する項目が1項目以上ある場合 ・①～④の内、「評価B」に該当する項目は無いが、介護支援専門員意見書により緊急性が「高い」と認められた場合。			
	8点	・①～④の内、「評価C」に該当する項目が1項目以上ある場合 ・①～④の内、「評価C」に該当する項目は無いが、介護支援専門員意見書により緊急性が「やや高い」と認められた場合。			
	0点	・①～④すべてが「評価D」で、かつ介護支援専門意見書においても緊急性が「低い」と認められる場合。			
評価項目		6点	4点	2点	0点
⑤他の同居介護補助者		ほとんどなし	随時あり	常時あり	—
⑥別居血縁者の介護協力		ほとんどなし	随時あり	常時あり	—

合計 /100

【作成上の留意事項】

1 「認知症による不適応行動」

認定調査における行動に関連する項目において

- ・夜間不眠や昼夜が逆転している
- ・1人で外に出たがり目が離せない
- ・火の始末や火元の管理ができない
- ・弄便行為等の不潔行為がある
- ・異食行為がある
- ・その他、介護や見守りが必要な行為

に関する項目に「ある」または「ときどきある」が1つ以上ある場合で

「非常に多い」…毎日ある場合

「やや多い」…週に1～2回以上ある場合

「少しあり」…月に1～2回程度ある場合

を目安に判断する。

2 「在宅サービスの利用度」

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数/区分支給限度基準額単位数×100)

算定の期間については概ね3ヶ月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護

通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与

小規模多機能型居宅介護

3 「②介護者の障害・疾病」

「介護は困難」…介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は介護」…介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならばできる場合

「介護は可能」…介護者に障害や疾病があるがADL全般の援助・介護が可能な場合
を目安に判断する。

4 「⑤他の同居介護補助」

「随時あり」…週1～3程度

「常時あり」…週4日程度以上

を目安に判断する。なお、1日あたりの目安は2時間程度以上又は頻回以上とする。

5 「⑥別居血縁者の介護協力」

「随時あり」…週1～3程度

「常時あり」…週4日程度以上

を目安として判断する

※ 他の医療機関や入所施設等に現在入院(所)している申込者の評価基準算定は、原則として退院(所)後に予想される状況で判断する。
